

決シタイト思フヲアリ

湯城支配人

諸君方ノ裁量アル筈故ヲ深謝シマス  
私事會社ハ共存共栄ヲ以テ進ム事ヲイモシトウレトシテ居  
ルヲアリマシテ決シテ利益ヲ壟斷スルモノヲハナイ、現  
在會社ハ之以上ノ値下ハ出来ヌトシテモ専用ガソリン、ス  
ターボノ設置、部分品ノ購置等ヲ施設シテ積極的ニ諸君ノ  
便宜ヲ計リタイト思ヒマス

何卒會社ノ誠意ヲ信頼シテ貴ソテ謂フカニ任事ヲシテ貴ヒ  
タイト思ヒマス

以上ノ如クシテ上野駅構内同居業者等ハ湯城支配人ニ対シ  
テ白紙ノ任ヲ以テ解決ヲ懇望シタルカ之ヲ依ハ間キタル東京  
駅構内ノ初メ各取場ニ在リテハ何レモ上野ニ依ヒテ會社トノ  
單獨交渉ヲ希望スルモノ多敷ヲ悉ク遂ニ同居業者側ノ統制

ハ兼ルルニ至レルタノ統制本部ニ在リテハ之レ以上等ヲ統  
ケルモ効果ナキヲ以テ所期ノ目的ヲ達セザルモノヲ以テ打ケ  
切ル事トシ藤川南橋警察署ヲ通シテ會社ニ會見ヲ申込ミ次ノ  
通り円満解決ヲ為スニ至レリ

二、解決状況

五月十二日午後四時ヨリ合五時迄、同藤川南橋警察署ニ於  
テ湯城支配人ト同居業者代表松島武夫以下十七名トカ會  
見セル結果

(1)會社ニ於テハ同居料一ヶ月四十円トシ毎月二十八日迄宛納者ニ  
對シテハ奨励金毎月廿支給スルコト

(2)奨励金ハ四月ニ遡リテ支給スルコト 但シ此ノ際ハ同居料  
ニヶ月分一揃ニ六月五日迄猶予ノコト

(3)業者者ハ一台ニ付一ヶ月事(六十円)ヲ敷金トシテ會社ニ入ル  
ルコト

以上ノ結果ハ六月十二日(水)午後六時、同藤川南橋警察署ニ於テ